

# 定 期 監 査

## 1 監査の実施期間

令和5年1月12日から同年3月2日まで

## 2 監査の対象

- ◇福 祉 部 福祉総務課、高齢者支援課、介護保険課、生活支援課、障害福祉課(ふじやま学園を含む。)
- ◇こども未来部 こども未来課、保育幼稚園課(保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所を含む。)、こども家庭課、子育て給付課、こども発達センター(みはら園、発達相談室を含む。)
- ◇産 業 交 流 部 産業政策課(港湾振興室、地域産業支援センターを含む。)、商業労政課、交流観光課、農政課、林政課
- ◇消 防 本 部 消防総務課、警防課(救急管理室を含む。)、情報指令課、予防課、中央消防署、西消防署
- ◇会 計 室
- ◇農業委員会事務局

## 3 監査の範囲・方法

令和4年4月1日から同年11月30日までに執行された事務事業について、提出された資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類等(郵券受払簿を含む。)により予備監査を実施し、担当職員からその執行状況等の説明を聴取した。

監査に当たっては、富士市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているかを主な着眼点として監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点監査項目を設定した。その主な項目は次のとおりである。

### (1) 契約関係

- ・工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- ・契約内容を見直しするものはないか。
- ・契約書類等に不備はないか。
- ・不適切な契約手続・履行がされているものはないか。
- ・不適切な随契理由はないか。

### (2) 収入関係

- ・不適切な収入手続はないか。

### (3) 支出関係

- ・予算科目は適切であるか。
- ・支出の算出根拠等は適切に設定されているか。

- ・不適切な予算執行、支給手続はないか。
- ・支払いの遅延はないか。
- ・支払遅延を免れるために請求書を改ざんしていないか。

(4) その他

- ・現金の管理・取扱いに問題はないか。
- ・法令等に抵触しているものはないか。
- ・郵券等の保管・管理は適切に行われているか。
- ・委託、補助金等の実績報告が適切に行われ、担当部署が履行内容や団体の繰越金等をしっかり確認しているか。
- ・日付誤りや消せるボールペン使用など文書関係に不備はないか。

4 監査の結果

監査対象となった事務事業は、概ね所期の目的に沿った執行が進められており、その経理手続、事務処理についても概ね妥当と認められ、公表すべき指摘事項は見られなかった。

5 事務事業の概要

各所属の事務事業等の実施状況は、次のとおりである。

(注 意)

- 1 文中及び各表中の金額及び比率は、原則として単位未満を四捨五入してあるが、合計と一致させるため一部調整したところもある。
- 2 文中及び各表中の比率(%)は、原則として小数点第3位を四捨五入しているが、比率99.995%以上100.000%未満は99.99%とし、100.000%を超え100.005%未満のものは100.01%とした。また、構成比の合計が100.00%になるよう一部調整したところもある。
- 3 文中及び各表中の比率(%)は、円単位で計算している。
- 4 文中及び各表中における収入未済額は、予算現額から収入済額を引いたものとする。